

事業所による消防団員の推薦等について

館林地区消防組合では、消防団員の確保にあたり、消防組合管内（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）の企業・事業所に対しまして、従業員等の方の館林地区消防組合消防団への入団支援の御協力及び入団希望者の推薦等をお願いいたします。

（趣旨・目的）

全国的に消防団員数は減少し続けており、消防団員数の確保が喫緊の課題となっており、館林地区消防組合においても消防団員の確保に苦慮しているところではあります。

消防団員の確保に関しまして、平成30年度に「館林地区消防組合消防団条例」を一部改正し、管内在住の方だけでなく、管内事業所に勤務している方も入団できることとなりました。

企業・事業所（以下「事業所等」という。）における消防団への消防団加入促進支援の一環として、事業所等の協力の下、貴従業員等の方の消防団員への推薦及び消防団からの勧誘等が円滑に行われることを目的といたします。

（推薦）

事業所等の代表者（以下「推薦人」という。）は、館林地区消防組合消防団（以下「消防団」という。）へ消防団入団の意思のある従業員の推薦をして下さい。

推薦するときは、必ず消防団の活動等についての説明をしていただき、推薦をされた従業員の方（以下「被推薦者」という。）が入団の意思を持っているかを確認して下さい。

（推薦書等の提出）

推薦は、「入団希望者推薦書（様式1）」と「入団希望者推薦名簿（様式2）」を、地域の消防団の管轄消防署の担当事務局（以下「団事務局」という。）へ提出して下さい。

（連絡窓口の指定）

推薦人は、被推薦者への勧誘に関する手続き等のため、事業所内の連絡窓口（以下「窓口」という。）を指定して下さい。「入団希望者推薦書（様式1）」に記入をお願いします。

(消防団加入促進への協力)

推薦人は、被推薦者の消防団入団に向け、消防団の勧誘等の入団に関する活動に協力をお願いいたします。

(消防団の勧誘等)

消防団は、事業所等から推薦があったとき、被推薦者に対して入団の勧誘をすることができることとします。尚、勧誘をするときは、必ず窓口を通して行います。

(勧誘等の結果報告)

消防団は、被推薦者に対しての勧誘の有無や入団結果等を、「入団勧誘等結果報告書(様式3)」により、被推薦者並びに推薦人に報告します。

(消防団活動への協力)

被推薦者が消防団に入団したときは、入団した団員の消防団活動への配慮と消防団の活動へのご協力をお願いいたします。

ここに記載のない事項や問い合わせ等については、地域の団事務局(消防署)又は消防本部警防課にお問い合わせ下さい。

令和元年7月1日